

令和 4 年 4 月 25 日現在

条文の修正について

条文間での文言の整合性、条文の順番の入れ替え、条文内容の精査などにより、条文の一部を修正しています。

- 第 12 条、第 15 条第 2 項、第 18 条に「多様な主体」の定義がないこと。
第 16 条第 2 項で「多様な主体」の定義を行っていること。
※「多様な主体」の定義を第 12 条に挿入、第 16 条は簡素化しました。

（参加、参画と協働の制度）

- 第 12 条 町は、まちづくり及び地域の公共的課題の解決について、**大字及び自治会等をはじめ、地域自治団体、ボランティア団体や NPO 等の町民による公益活動団体、事業者のほか、まちづくりに参加する個人等**多様な主体がその担い手となれるよう、協働を進めるための仕組みづくりや必要な支援を行うとともに、町民同士並びに町民及び町が協働して取り組む機会の拡充に努めるものとします。
- 2 町民及び町は、まちづくりに関する自由な意見交換や熟議が行える場や機会を設定し、町民同士又は町民と町が学びあい、交流や連携を促進する機会をつくるよう努めるものとします。

（町民公益活動）

- 第 15 条 町民は、自発的かつ自主的な意思に基づき、広く社会的課題の解決やまちづくりを目的とした非営利で公益的な活動を行う団体（以下「町民公益活動団体」といいます。）を自ら立ち上げ、又は参加することにより、新しい公共の担い手として活動することができます。
- 2 町民公益活動団体は、社会的課題の解決やまちづくりのために**多様な主体**と積極的に協働するよう努めるものとします。
- 3 町長は、町民公益活動団体の役割と主体性を尊重するとともに、その活動を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

（まちづくり協議会）

- 第 18 条 町民は、一定のまとまりのある区域内の**多様な主体**で構成される地域自治団体（以下「まちづくり協議会」という。）を設置することができます。
- 2 まちづくり協議会は、当該地域の全ての町民に開かれたものとし、町及びその他の組

織と連携しながら地域の公共的課題の解決に向けたまちづくり活動を行うものとし
す。

- 3 町は、まちづくり協議会の自主性と役割を認識し尊重するとともに、まちづくり協議会の活動に対して協働のまちづくりを推進するための必要な支援を行うものとします。

(住民自治)

第16条 住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の区域において、町民が積極的に地域課題に取り組み、町民が主体となったまちづくりを行う活動をいいます。

- 2 住民自治の主体は、**大字及び自治会等をはじめ、地域自治団体、ボランティア団体やNPO等の町民による公益活動団体、事業者のほか、まちづくりに参加する個人等、多様な主体を**さします。

○地域自治団体等に対する支援の表現

第17条第3項 「その活動に対して支援、その他必要な措置を講じるものと
します。」

→ 「その活動に対して支援、その他必要な措置を講じることが
できるものとします。」

第18条第3項 「推進するための必要な支援を行うものとします。」

→ 「推進するために必要な支援、その他必要な措置を講じるこ
とができるものとします。」

第19条第4項 「その活動に対して支援、その他の必要な措置を講じるもの
とします。」

→ 「その活動に対して支援、その他必要な措置を講じることが
できるものとします。」

※文言の統一と併せて、地域自治団体は、独立・自立した民間団体なので、支援を義務化すると、行政の支配下に入ると言うことを含意するとも考えられるため「講じることができるものとする。」との表現にしました。

(住民自治の原則)

第17条 町民は、住民自治活動の重要性を認識し、相互理解に努めるとともに自らも活動に参加するよう努めるものとします。

- 2 町民は、住民自治活動を行う団体等を支援するよう努めるものとします。

- 3 町長は、自主的な住民自治活動の役割を認識し、その活動に対して**支援、その他必要な措置を講じるものとします。支援、その他必要な措置を講じることができるものとします。**

（まちづくり協議会）

第18条 町民は、一定のまとまりのある区域内の多様な主体で構成される地域自治団体（以下「まちづくり協議会」という。）を設置することができます。

2 まちづくり協議会は、当該地域の全ての町民に開かれたものとし、町及びその他の組織と連携しながら地域の公共的課題の解決に向けたまちづくり活動を行うものとし、

3 町は、まちづくり協議会の自主性と役割を認識し尊重するとともに、まちづくり協議会の活動に対して協働のまちづくりを推進するための必要な支援を行うものとします。
支援、その他必要な措置を講じることができるものとします。

（大字及び自治会等）

第19条 町民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に大字及び自治会等の活動に参加し、助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとします。

2 大字及び自治会等は、その役割と責任を自覚し、まちづくり協議会の主たる担い手として、まちづくりに参画するよう努めるものとします。

3 町民は、大字及び自治会等への加入に努めるものとします。

4 町長は、大字及び自治会等の果たす役割を認識し、また、その自主性及び自律性を尊重し、その活動に対して支援、その他の必要な措置を講じるものとします。支援、その他必要な措置を講じることができるものとします。

○第20条第2項 「まちづくり活動への参加参画を促すよう努めなければなりません。」

→ 「学習の機会を通してまちづくり活動への参加参画を促すよう努めなければなりません。」

※まちづくり活動への参加参画については、「生涯学習」のところではなく、参加、参画と協働の章（第11条から第13条）で扱うべき内容のため、ここでは「学習の機会を通して」の一文を挿入しました。

（生涯学習とまちづくり）

第20条 町民は、豊かな人間性を育むとともに、町政やまちづくりに参画するための知識や考え方を学ぶため、生涯にわたって学習する権利を持っています。

2 町は、町民のまちづくりに関する多様な学習の機会を提供するとともに、学習の機会を通してまちづくり活動への参加参画を促すよう努めなければなりません。

- 3 町民及び町は、学習した成果をまちづくりに活かせるよう努めるものとします。

○第25条第4項、第31条、第35条第2項の文末

「よう（に）努めます。」 → 「よう努めるものとします。」

※この条例では、努力義務の表現方法として「努めなければなりません。」か「努めるものとします。」で統一しているため、この条文についても文言を統一しました。

（町職員の役割と責務）

第25条 町職員は、町民全体のために働く者として法令等を遵守し、効率的で公正かつ誠実に、その職務を遂行しなければなりません。

2 町職員は、その職務を遂行するに当たって創意工夫を行い、町民に対して丁寧で分かりやすい説明に努めなければなりません。

3 町職員は、その職務の遂行に必要な知識、技能等の向上を目指し、研修に積極的に参加する等研鑽に努めなければなりません。

4 町職員は、町民の一員としての自覚を持ち、地域の公共的課題の把握及び解決に努めるとともに、自らも地域のまちづくり等に参加するよう**努めます努めるものとします**。

（広報広聴、パブリックコメント）

第31条 町は、町政の方針及び動向等の情報について、多様な手段で分かりやすい広報を行い、また、多様な手法で町民の意見を聴くよう**に努めます努めるものとします**。

2 町は、重要な条例の制定及び改廃並びに計画の策定及び改廃を町議会に提案し、又は決定しようとするときは、これらの案を公表し、パブリックコメントを行うなど、町民からの意見、提案を広く求めなければなりません。

3 パブリックコメントの実施について必要な事項は別に定めます。

（危機管理）

第35条 町は、町民、関係機関及び他の地方自治体との協力及び連携により、災害発生等の不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければなりません。

2 町は、危機管理体制の一環として町民の自主防災機能の強化を図るため、町民の活動を積極的に支援するよう**努めます努めるものとします**。

3 町民は、災害発生等においては、自ら及び周辺の人を守る努力をするとともに、相互に連携し、助け合うよう努めなければなりません。